

〔平 11. 11. 5〕
〔基 小 9 - 5〕

地 方 税 関 係 資 料

（ 消 費 課 税 等 ）

目 次

I 総論

1. 消費課税の概要	1
2. 地方財政の借入金残高の状況	2
3. 公債費負担比率が15.0%以上の団体	3
4. 主要税目の税収の推移（地方税）	4
5. 地方税収の構成等について	5

II 地方消費税関係

1. 地方消費税の概要	6
2. 地方消費税の仕組み	7
3. 地方消費税に関する税制調査会答申	8

III その他の消費課税関係

1. ゴルフ場利用税の概要	9
2. 消費課税における特定財源の概要（地方税）	10
3. 軽油引取税の税率の推移	11
4. 自動車税・軽自動車税改正要望について	12
5. 自動車税・軽自動車税とCO ₂ 排出量との関係	13
6. 平成11年度税制改正による低燃費車・低公害車に係る自動車取得税の軽減措置	14
7. 自動車税の概要	15
8. 軽自動車税の概要	16
9. 自動車取得税の概要	17
10. 排気量別CO ₂ 排出状況	18
11. 地球温暖化対策推進大綱の進捗状況及び今後の取組の重点	19

IV その他

・ 地方公共団体の環境保全対策	20
-----------------	----

消費課税の概要

税 目 等	課税対象	平成11年度	
		収入見込額	構成比
地 方 税 収 入 計		億円 352,957	% 100.0
消 費 課 税 計		74,449	21.1
道府県・消費課税計		64,460	18.3
地 方 消 費 税	資産の譲渡等	24,626	7.0
道府県たばこ税	製 造 た ば こ	2,739	0.8
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用	897	0.3
特別地方消費税	飲食、宿泊等	1,095	0.3
自 動 車 税	自 動 車	17,423	4.9
鉱 区 税	鉱 区	4	0.0
狩猟者登録税	狩猟者の登録	18	0.0
自動車取得税	自動車の取得	4,673	1.3
軽油引取税	軽油の引取り	12,972	3.7
入 猟 税	狩猟者の登録	13	0.0
市町村・消費課税計		9,989	2.8
軽自動車税	軽自動車等	1,153	0.3
市町村たばこ税	製 造 た ば こ	8,589	2.4
鉱 産 税	鉱物の掘採事業	17	0.0
入 湯 税	鉱泉浴場における入湯行為	230	0.1

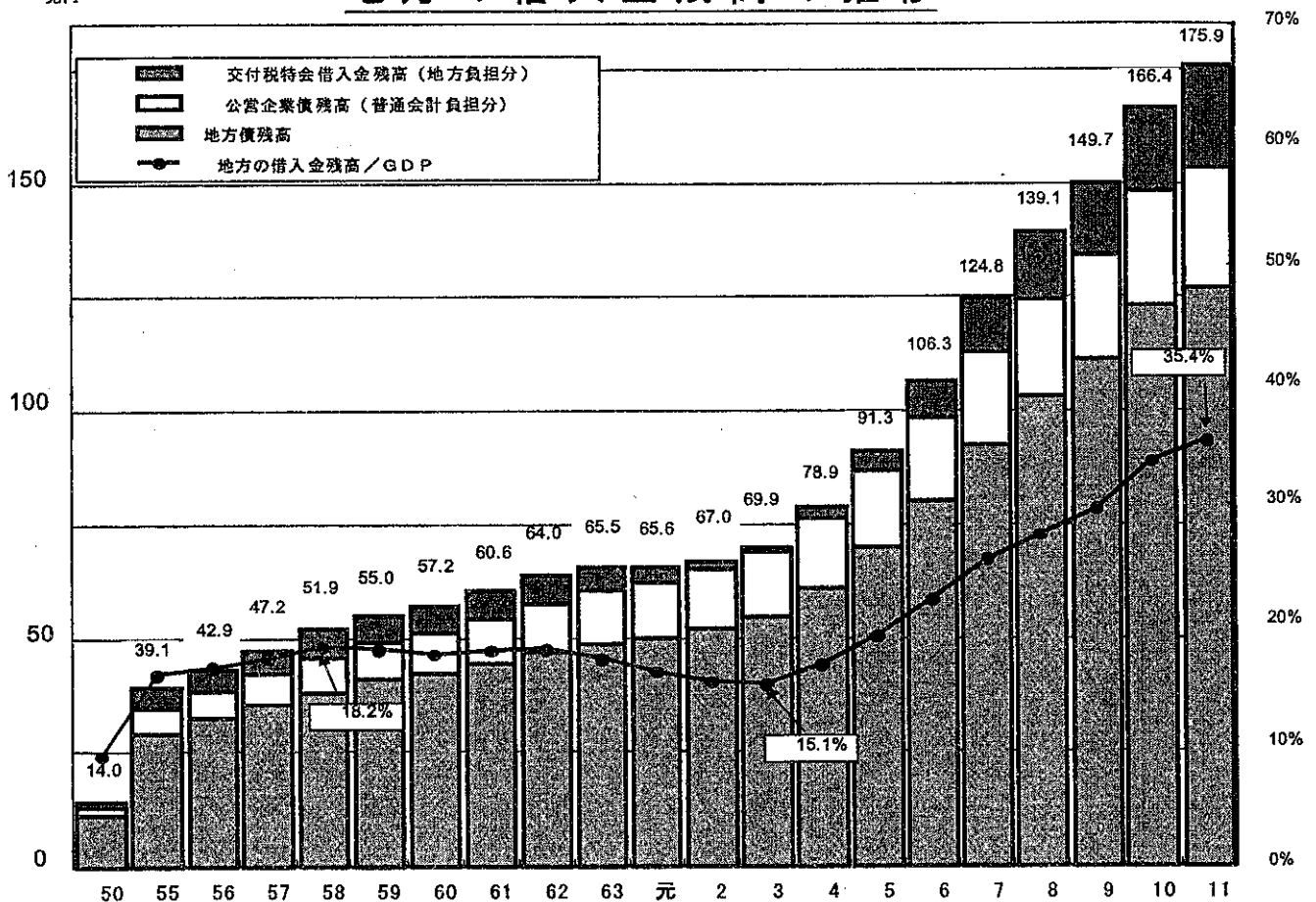
注1.「平成11年度収入見込額」は、平成11年度地方財政計画額である。

注2. 消費課税に分類される税目は、OECD歳入統計の区分による。

地方財政の借入金残高の状況

- 地方財政の借入金残高は、平成 11 年度末で 176 兆円と見込まれている。近年地方税収等の落込みや減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増し、平成 3 年度から 2.5 倍、106 兆円の増となっている。
- この借入金の増のうち、減税補てん債、財源対策債、減収補てん債、交付税特別会計借入金という特例的な借入金は 44.7 兆円と 4 割強 (42.2%) を占めている。
- 特例的な借入金のうち赤字地方債である減税補てん債と実質的な全国ベースでの赤字地方債である交付税特別会計借入金は 29.3 兆円となっている。

地方の借入金残高の推移



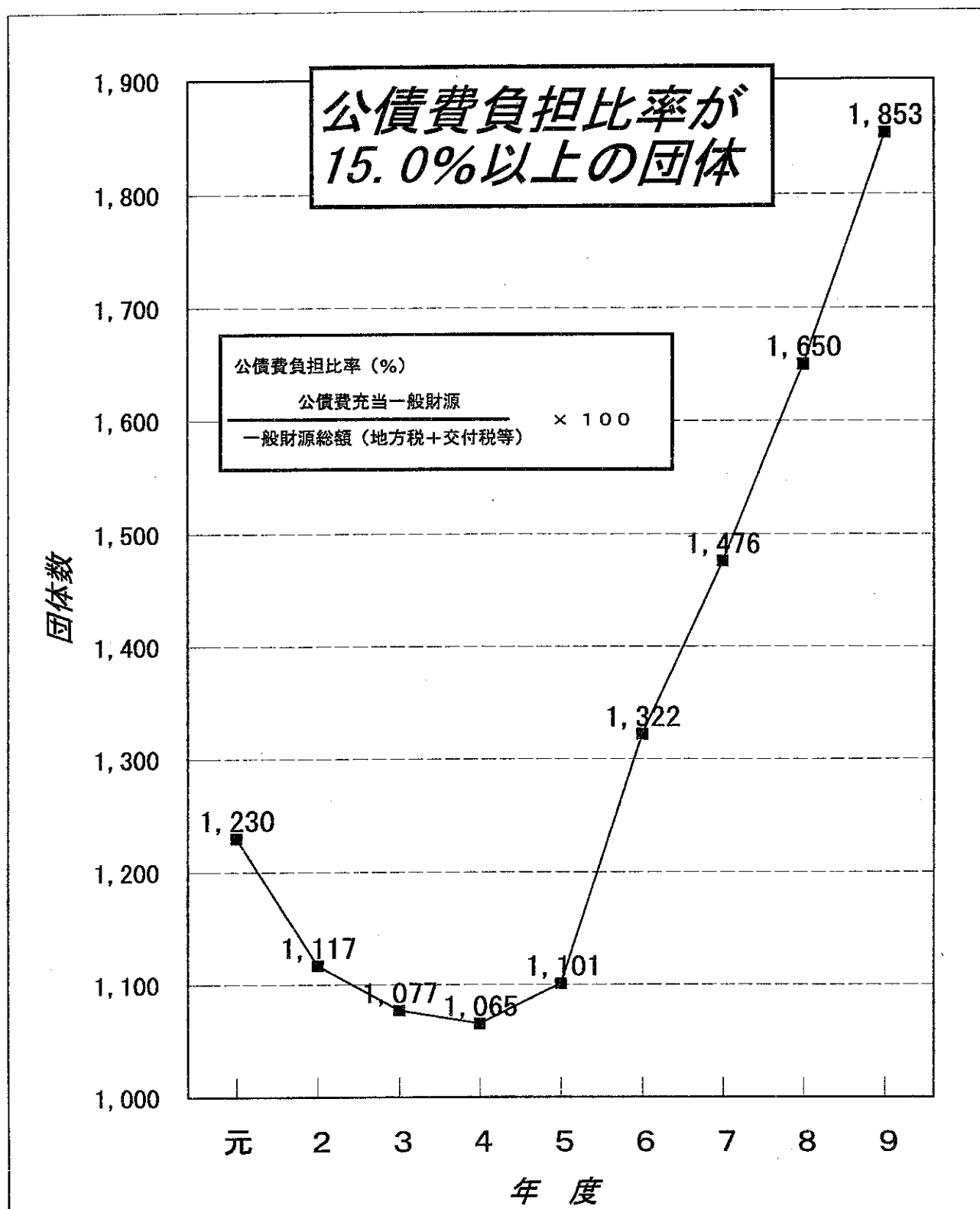
過去における地方財政の健全化措置等の状況(昭和62～平成5年度)

(単位: 億円)

	交付税特別会計借入金				財源対策債等償還		特例減額		健全化措置等計 (a+b+c)
	借入額 (補正)	返済額(a) (当初)	(注) (補正)	年度末 残高	基金措置額 (b) (当初)	(補正)	(当初)	(補正)	
昭61	4,502			61,444					
昭62			2,304	59,139					2,304
昭63			11,837	47,302					11,837
平元		11,360	6,096	29,846	9,605	4,406			31,467
平2		14,106	519	15,221	20,753				35,378
平3		9,897	△2,230	6,733	19,460		4,502		31,629
平4	15,682			21,859	11,882		8,500		20,382
平5	16,675			37,956			4,000	△464	3,536
計		53,889			66,106		16,538		136,533

(注)交付税特別会計借入金の返済額(a)は、法定償還額を上回って償還した額を示している。

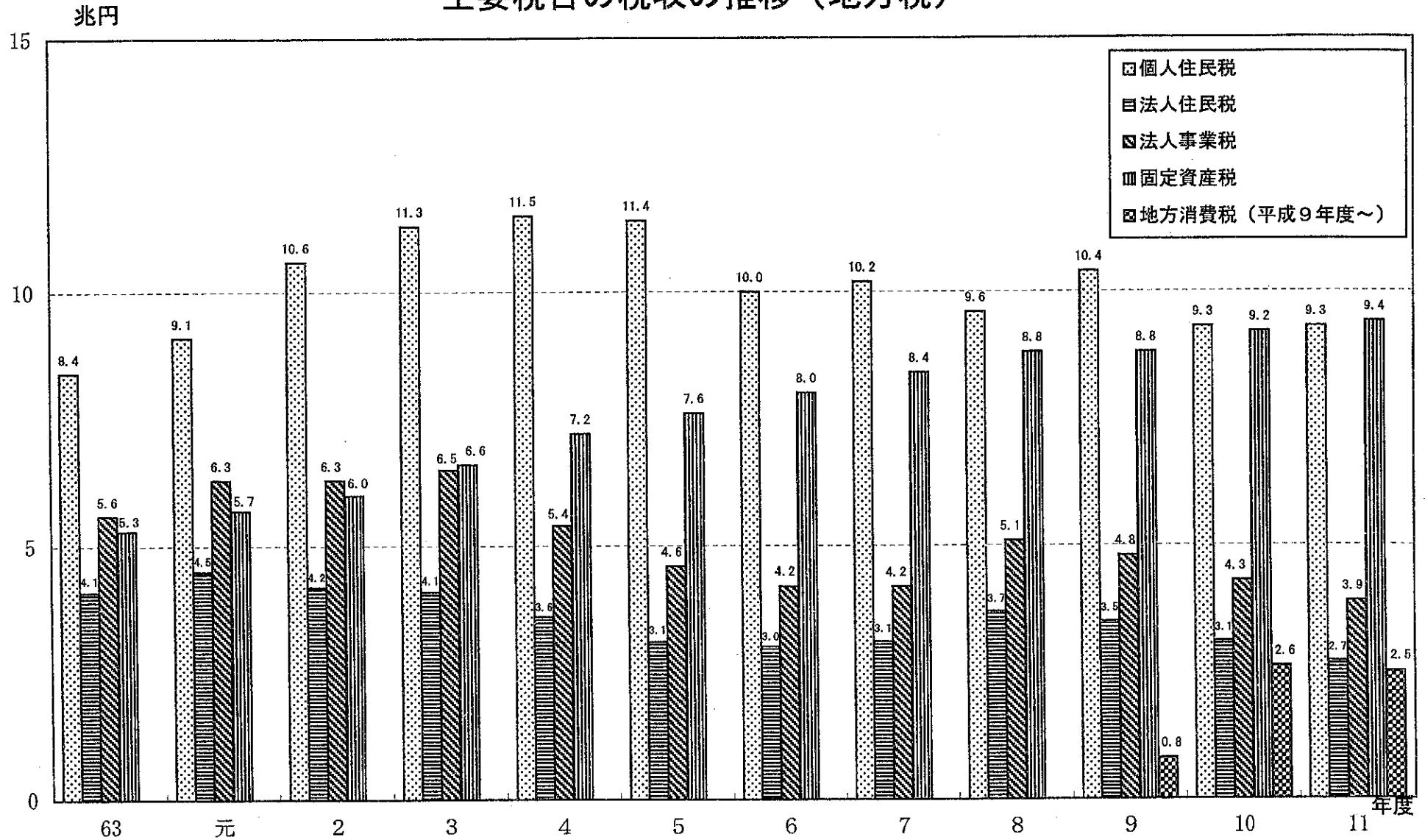
3



(注) 平成9年度末時点で地方団体数3,279団体である。

- 公債費負担比率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものであり、一般的には、**財政運営上、15%が警戒ライン**とされている。

主要税目の税収の推移（地方税）



(注) 1 平成9年度までは決算額、10年度は最近における実勢を加味して算出した実績見込額、11年度は地方財政計画額である。
 2 個人住民税には、道府県民税利子割を含む。

地方税収の構成等について

平成11年度地方財政計画

(単位：兆円)

昭和63年度決算 (単位：兆円)

歳 入	歳 出
地方債 5.6 (8.3%)	(形式収支)
その他 10.5 (15.5%)	人件費 19.9
国庫支出金 10.0 (14.7%)	公債費 6.2
地方交付税 11.2 地方譲与税 0.5 (17.2%)	投資的経費 19.6
地方税 30.1 (44.3%)	その他 20.7
	66.4

歳 入	歳 出
地方債 11.3 (12.8%)	給与関係経費 23.7
その他 6.6 (7.4%)	公債費 11.4
国庫支出金 13.2 (14.9%)	投資的経費 29.5
地方特例交付金 0.6 地方交付税 20.9 地方譲与税 0.6 (25.0%)	その他 23.9
地方税 35.3 (39.9%)	88.5

地方消費税の概要

〔 地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、平成6年秋の税制改革において創設され、平成9年4月1日から施行されたものである。〕

1 課税団体	都道府県
2 納税義務者	譲渡割 課税資産の譲渡等を行った事業者 貨物割 課税貨物を保税地域から引き取る者
3 課税標準	消費税額
4 税率	100分の25（消費税率換算1%）
5 申告納付等	譲渡割 当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付等 貨物割 国（税関）に消費税と併せて申告納付等
6 清算・交付	都道府県は、国から払い込まれた地方消費税相当額について、商業統計の小売年間販売額その他消費に関連した基準によって都道府県間において清算 清算後の金額の2分の1に相当する額を都道府県内の市区町村に対して人口及び従業者数にあん分して交付
7 税 収	平成10年度収入見込額 2兆5,504億円(実績見込) 平成11年度収入見込額 2兆4,626億円(地財ベース)

※ 地方消費税の清算の基準

指 標	ウエイト
「小売年間販売額（商業統計）」＜平成9年6月1日現在＞と 「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」 ＜平成6年11月1日現在＞の合算額	6 / 8
「人口（国勢調査）」＜平成7年10月1日現在＞	1 / 8
「従業者数（事業所・企業統計）」＜平成8年10月1日現在＞	1 / 8

※ 地方消費税の交付の基準

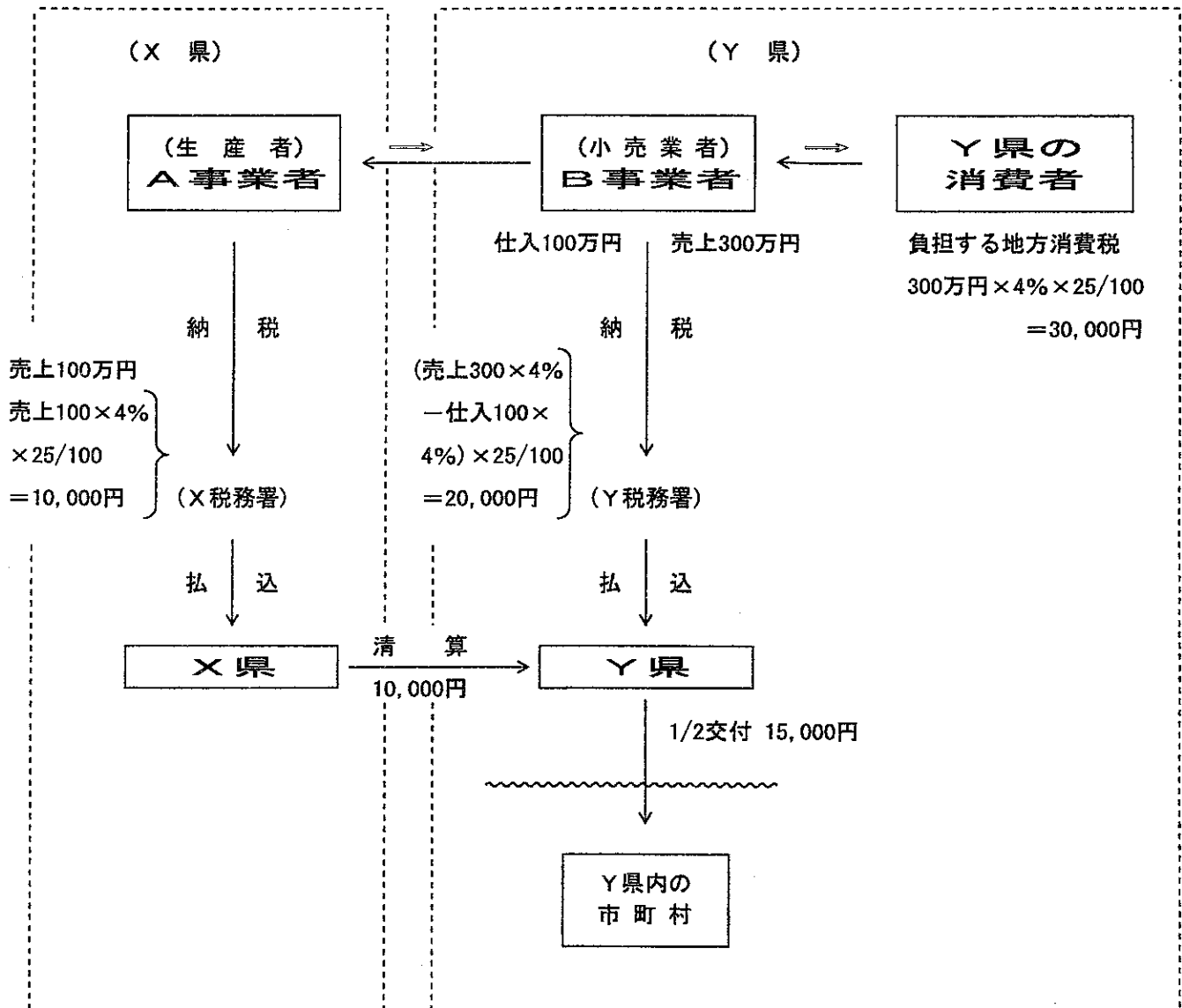
指 標	ウエイト
「人口（国勢調査）」＜平成7年10月1日現在＞	1 / 2
「従業者数（事業所・企業統計）」＜平成8年10月1日現在＞	1 / 2

地方消費税の仕組み

(譲渡割の例)

⇒ 財・サービスの流れ

→ 資金の流れ



- ① 都道府県が課税。(当分の間、国(税務署)が消費税と併せて賦課徴収)
- ② 事業者は、国(税務署)に申告書を提出して納税。
- ③ 国は、委託をした都道府県に地方消費税を払い込む。
- ④ 各都道府県は、その税収を消費関連の基準で各都道府県間で清算する。
- ⑤ 各都道府県は、域内市町村に清算後の収入の1/2を交付する。

地方消費税に関する税制調査会答申

「平成7年度の税制改正に関する答申」(平成6年12月)(抄)

第一章 税制改革関連法の成立

- 1 今般の税制改革は、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような所得・消費・資産等の間における均衡がとれた税体系を国税・地方税を通じて構築する観点から、個人所得課税の累進的緩和等を通ずる負担軽減を行うとともに、消費税について、中小事業者に対する特例措置等を改革し、税率の引き上げにより消費課税の充実を図るほか、地方税源の充実を図るため、地方消費税を創設するものと位置づけられている。

(略)

4 (略)

今般創設されることとなった地方消費税については、現実的な解決策として地方消費税の税収を消費基準に基づいて各都道府県間で清算することとされ、これにより税の帰属地と消費地を一致させることとし、現行消費税の課税根拠との整合性を図ることとしている。

こうした制度的な対応が行われていることを踏まえると、今般創設されることとなった地方消費税は、地方分権を推進し、地域福祉を充実するための地方税源充実の具体的方策として、租税理論(注)の観点からも一定の工夫が行われていることから、評価し得るものと考えられる。

(注) 略

(略)

「平成9年度の税制改正に関する答申」(平成8年12月)(抄)

一 基本的考え方

1 消費税率の引上げ及び地方消費税の創設

平成9年4月からの消費税率(地方消費税率を含む。以下同じ。)の5%への引上げは、平成6年秋の税制改革において、所得税・個人住民税の恒久的な制度減税(3.5兆円規模の負担軽減)と概ね見合うものとして一体的に措置された。この税制改革は、制度面から我が国経済社会の構造改革を進めるものである。

(略)

また、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、平成9年4月に消費譲与税に代えて地方消費税が創設されることとなっており、地方税源の充実が図られている。